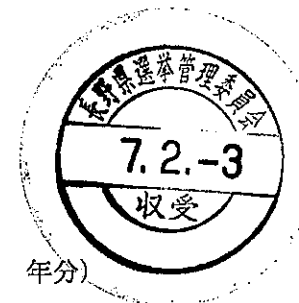


第7号様式
(その1)

収 支 報 告 書

(令和 6 年分)

(令和 年 月 日開催分)



1 政治団体の名称 ふりがな 康志会 こうしかい

2 主たる事務所の所在地 長野県上伊那郡宮田村5833

3 代表者の氏名 小田切 康彦

4 会計責任者の氏名 田中 明広

政治団体の区分
☐ 政党
☐ 政党の支部
☐ 政治資金団体
☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☒ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分
☐ 2以上の都道府県の区域等
☒ 同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名	小松 孝
(電話)	0265 — 85 — 5496

資金管理団体の指定の有無	
☒ 有	
☐ 無	
公職の種類	宮田村村長 (現職)
資金管理団体の届出をした者の氏名	小田切 康彦

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	
公職の種類	

06 年整理番号 2360

資金管理団体の指定の期間
平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

(その6)

[illegible]

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1)支出の総括表													
項 目			金 額									備 考	
			十億		百万		千				円		
1.経 常 経 費													
(1)人	件	費 a											
(2)光	熱	水 費 b											
(3)備	品	費 c											
(4)事	務	所 費 d											
小 計A (a+b+c+d)													
2.政 治 活 動 費													
(1)組	織	活 動 費 e					1	0	6	7	0		
(2)選	挙	関 係 費 f											
(3)機関紙の発行その他の事業費 g (h+i+j+k)													
ア 機関紙の発行事業費 h													
イ 宣 伝 事 業 費 I													
ウ 政治資金ハ・ーティ-開催費 j													
エ そ の 他 の 事 業 費 k													
(4)調 査 研 究 費 l													
(5)寄 附 ・ 交 付 金 m													
(6)そ の 他 の 経 費 n													
小計B (e+f+g+l+m+n)							1	0	6	7	0		
合 計 A+B							1	0	6	7	0		

(その15)

(3) 政治活動費の内訳								項目別区分		組織活動費（大会費）	
支出の目的	金 額							年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
この頁の小計											
その他の支出				1	0	6	7	0			
合 計				1	0	6	7	0			

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 12 月 3 / 日

政治団体の名称	康志会
※代表者の氏名	小田切 康彦
会計責任者の氏名	田中 明広



（備考）

- 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
- 2 ※「代表者の氏名」欄は、解散の場合のみ記載し、記載に当たっては、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。